

件名	愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法、警察法施行令

【改正の概要】

危機的状況にある治安を回復するための体制及び大規模テロ対策のための体制を確立するため、警察法施行令別表第2により定められている地方警察職員たる警察官の都道府県ごとの定員の基準が改正され、愛媛県における地方警察職員たる警察官の定員の基準が30人増員されることに伴うもの

警察庁が平成17年度予算で要求していた地方警察官の増員が全国で3,500人認められ、本県においては、30人が予算措置されることになった。

区分	警察官					警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補及び巡査部長	巡査	計		
16年度 (増減)	97人	199人 (+1人)	1,331人 (+12人)	697人 (+7人)	2,324人 (+20人)	430人 (5人)	2,754人 (+15人)
17年度 (増減)	98人 (+1人)	200人 (+1人)	1,350人 (+19人)	706人 (+9人)	2,354人 (+30人)	425人 (5人)	2,779人 (+25人)
18年度 (増減)	98人	200人	1,350人	706人	2,354人	423人 (2人)	2,777人 (2人)
19年度 (増減)	98人	200人	1,350人	706人	2,354人	417人 (6人)	2,771人 (6人)
20年度以降 (増減)	98人	200人	1,350人	706人	2,354人	415人 (2人)	2,769人 (2人)

警察官以外の職員の定数は、第2条において415人と規定されているが、別途一部改正条例の附則（平成15年条例第36号）により、上記のとおり段階的に減少するよう規定されている。

よって、今回の改正では第2条中の警察官の定数のみを改定（+30人）する。

施行日	平成17年4月1日
-----	-----------